

第74回通常総会 渡邊会長挨拶

〈はじめに〉

本日は、第74回通常総会を開催いたしましたところ、会員信用組合の皆様方には、何かとご多用の中、ご遠方からも多数のご出席をいただき、誠に有難うございます。

また、日頃から本会の事業運営に対し、変らぬご支援、ご協力をいただいておりますことを、本席をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

〈経済・金融環境〉

さて、最近のわが国経済につきましては、先ごろ政府が発表しました6月の月例経済報告の中で、景気は緩やかな回復基調にあるとの判断を据え置きつつ、個人消費は「引き続き弱めだが、一部に持ち直しの動きもみられる」としております。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、4月に実施された消費税引上げによる駆け込み需要の反動に加え、原材料価格、電力料金や人件費などのコスト増が続く中、価格転嫁が遅れているなど、業況改善には予断を許さない状況が続いております。

また、今週、政府は新しい成長戦略ならびに骨太の方針を閣議決定しましたが、信用組合及び中小企業・小規模事業者にどのような影響をもたらすのかを注視しつつ、政府においては、引き続き成長戦略の着実な実行とともに、中小企業・小規模事業者への経済対策を適切に行っていただくよう望むものでございます。

さて、本日の通常総会では、平成25年度の事業報告及び決算書に関する件等を議案として提出しておりますが、議事に入ります前に、業界の当面する課題などについて、若干述べさせていただきます。

〈小規模企業振興基本法について〉

第一は、先日会期末を迎えました通常国会におきまして成立いたしました「小規模企業振興基本法」について、でございます。

私どもの主たる取引先である小規模事業者は、全国385万の中小企業のうち、約9割を占めており、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有しております。

しかしながら、小規模事業者は、人口減少、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、

売上や事業者数の減少、経営者の高齢化等の課題を抱えております。

政府では、昨年施行されました「小規模企業活性化法」を一步進め、「小規模企業振興基本法」により「小規模企業を中心に据えた新たな施策体系の構築」を行うとしており、小規模企業振興の基本原則として、小規模企業の事業の持続的な発展と小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することとされております。小規模事業者との取引が大宗を占める信用組合業界としては、これを高く評価するものでございます。

信用組合業界といたしましても、既に制度化されている小規模事業者等への支援制度の有効活用やコンサルティング機能を一層発揮し、商工会及び商工会議所や地方自治体等の外部機関と連携して、円滑な資金の提供はもとより、小規模企業の創業、経営改善の支援や販路の拡大等に引き続き積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

《日本銀行の民間金融機関に対する低利貸付制度の貸付対象先に信用組合を加えるよう要望したことについて》

第二は、「日本銀行の民間金融機関に対する低利貸付制度の貸付対象先に信用組合を加えるよう要望したことについて」でございます。

信用組合は、日銀の当座預金取引先かつ共通担保オペの対象先でないとの理由で、現状、当該制度の貸付対象先とされておりません。

申しあげるまでもなく、金融機関の間で激しい貸出金利競争が行われておりますが、信用組合が当制度を利用できないことにより、本来公平であるべき他金融機関との競争条件上、極めて不利な状況におかれております。

また、我が国の全事業者の大半を占め、信用組合の主要な取引先である中小企業・小規模事業者がこうした資金を利用する機会を失うものであります。

こうした現状に鑑み、去る、5月29日、全信中協会長および全信組連理事長の連名で、日本銀行に対し、当該制度の対象に信用組合を加えるよう要望を行ったところでございます。

現在のところ、本要望が認められるかどうかの結論は出ておりませんが、早期の実現に向けて、引き続き、全信組連と連携しつつ日銀と粘り強く折衝して参りたいと存じます。

《本会の専門委員会等における検討状況について》

第三は、「本会の専門委員会等における検討状況について」でございます。

地域社会は、人口減少・少子高齢化が深刻な社会問題となっておりますが、このような状況下で相互扶助を理念とする協同組織金融機関である信用組合にとって、これからの相互扶助はどうあるべきか、その理念と健全性の維持の両立は極めて重要な課題であります。

こうした状況を踏まえ、本会では、本年5月から企画委員会のもとに設置された企画専門部会において、「5年後、10年後を見据えた信用組合の目指す姿」や、「信用組合の存在意義をアピールしイメージを高める方策」、「中央機関との連携も含めた収益力強化に関する新たな施策」、「地域貢献のありかた・組合員相互間の連携」等について検討を開始しております。

また、業務委員会の下には、「地域専門部会」、「業域専門部会」、「職域専門部会」の3専門部会を設置し、信用組合の業務、営業推進、機能の拡充及び新商品の開発等に関する事項について信用組合の方々の意見を伺いながら検討して参る所存でございます。

《協同組織ワーキンググループ中間論点整理報告書フォローアップ関連について》

第四は、「協同組織ワーキンググループ中間論点整理報告書フォローアップ関連について」でございます。

去る6月20日、金融庁と、平成21年6月に取りまとめられた「協同組織金融機関のあり方ワーキンググループ中間論点整理報告書」のうち、ガバナンスのあり方にかかる対応状況と今後の取組みについて、意見交換を行いました。

その際、金融庁からは、コーポレートガバナンスの強化については、政府の成長戦略の施策にも織込まれているなど社会的要請でもあり、信用組合業界においても金融機関としてのガバナンス強化に向けて、自主的な取組みを一層進めて欲しい旨の話がありました。本会といたしましても、信用組合業界の特性や実態を踏まえつつ、会員信用組合のご意見を伺いながら今後の更なる取組みを検討して参りたいと考えておりますので、ご協力をお願いする次第でございます。

《郵政改革問題について》

第五は、「郵政改革問題について」でございます。

私ども信用組合業界では、これまで郵政改革について、とりわけ、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、業務範囲の拡大は断じて容認できるものではないと一貫して主張して参りました。

最近の動きとして、去る6月5日、日本郵政株式会社の株式の処分についての基本的な考え方が示されたところでありますが、未だ、ゆうちょ銀行の完全民営化の具体的な計画が示されておられません。

本会といたしましては、今後とも、郵政改革、郵政民営化が本来の目的に沿って進められるよう動向を注視しつつ、他の金融業界団体等との連携を図りながら適切に対応して参りたいと存じます。

《預金保険料について》

最後に、預金保険料についてでございます。

現在の預金保険料率の枠組みは、今年度で終了することとされており、来年度以降の保険料率のあり方について検討が開始されると承知しております。

信用組合にとって、毎年の預金保険料は、損益面で大きな負担となっており、こうした実情等を踏まえ、機会をとらえて、負担の軽減に向けた要望を行って参りたいと考えております。

《終わりに》

この他、私ども信用組合業界は、「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み」、「大口信用供与規制への対応など制度改正への対応」、「経営者保証ガイドラインの運用」、「でんさいネットの推進」、「FATCAへの対応」など様々な課題を抱えております。

本会では、こうした諸課題について、迅速に情報提供を行うことはもちろんでございますが、ノウハウの提供も含めまして、さらに各信用組合のニーズに適時適切に対応できるよう、鋭意、取り組んで参ります。

また、業界が連帯と協調による総合力を発揮することで、より大きな効果が期待されるところでございますので、会員組合と中央団体が、力を合わせて取り組んでいくことをお願い申し上げますとともに、会員組合のさらなるご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、簡単でございますが本日の挨拶とさせていただきます。

以 上